



『活きていることわざ』

船橋市議会議員

神田 廣栄(かんだひろえい)議会報告

【事務所】船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117
Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

沙汰(さた)の限り・駄目(だめ)押し

- 【沙汰の限り】◇よいか悪いかを問うまでもないほど悪いこと。
・「沙汰の限りにあらず」（範囲を超えている）の省略形。
- 【駄目押し】◇念を入れて確認すること。
・「駄目」は、囲碁で双方の境にあって、どちらの地でもない所をいう。終局直前に、そこに石を置いて双方の地を確認することから、この言葉が生まれた。

年が改まって、あっという間に1ヶ月余が経ちました。エルニーニョ現象の影響らしく比較的暖かな冬ようです。今年の正月は議員として4回目です。つまり、4月22日には皆様の審判を再び受ける統一地方選挙があります。特に念入りに神社仏閣にお参りをして当選祈願をしてまいりました。

とはいえ、神頼みで議員になれるものではありません。私が今まで活動してきたことの審判を仰ぐものと思っております。市長与党との認識はありますが、皆様からの信託を受けた議員として、言うべきことは言い「正しいものは正しい」「良くないものは良くない」と、ズバリ言ってまいりました。

この「活きていることわざ」を通じて、議員としての神田の活動やあまり知られていない議会の裏側を凝縮してお伝えしてきました。

ところで、船橋市の投票率は決して高くありません。しかし、船橋にとって本当に必要な議員の選出をする選挙でございますので、棄権することなく投票所に足を運んで戴き「船橋市民のためになる議員」を選出して戴きたいと思っております。

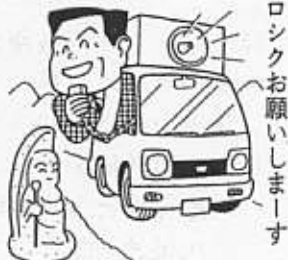
今回は12月議会における代表質問（会派代表として質問）からお伝えいたします。

① 課税ミスの税収入返還金（7億7576万円）について

市内の千葉県冷蔵倉庫協会加盟の20事業者を調査したところ、15事業者の所有する21棟が保管温度がマイナス20度以下の倉庫だと分かりました。この全てに固定資産税と都市計画税を課税超過していたので7億円余りを返還する。というものです。

簡単に言いますと、固定資産税と都市計画税を計算するための数値が、保管温度がマイナス20度以下なら安くなるのに、マイナス20度以下の倉庫を使用していた事業者に「高い数字で計算していて、平成8年度分からもらい過ぎいていた税金をお返します」ということです。

間違っていたあ…



ヨロシクお願いします

課税ミスは『沙汰の限り』ですが、私は別の角度から質問しました。

地方税法に書いてある「地方団体の徴収金の過誤納により生ずる、地方団体に対する請求権、及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年を経過したときは時効により消滅する」という文章から5年分の返還は理解できます。また、民法では「債権は10年間行使しないときは消滅する」と「債権の消滅時効」をうたっています。つまり時効の消滅は法的に最大で10年と思います。



ところが、船橋市の対応は、平成8年度から平成18年度までの11年分の計算をして返還するというので、オーバーする1年分は法的に問題はないのか確認しました。

— 財政部長の答弁 —

市の要領（船橋市固定資産税過誤納返還金取扱要領＝平成5年に市長決裁で事務取り扱い手続きを定めたもの）を、市の顧問弁護士と相談の上確認して決定したので法的な問題はない。

② 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について

これは初めて目にする新しいもので、75歳以上の高齢者等を対象に平成20年4月に、独立した医療制度を創設するものです。（この制度の詳細・内容については長くなりますので省略いたしますが、ご希望の方には資料を差し上げます）

この規約に関するものが提案されましたので、私は次のような質問をしました。



ア。「高齢者」の「後期」という表現は「もう後がない」ということであり、高齢の『駄目押し』となり、高齢者に大変失礼ではないか。「広域連合」という新しい文言があり、これに付帯するのだから単純に「高齢者」ではだめなのか。

イ。患者負担は1割とし、現役並の所得を有する者は3割負担とする。とあるが「現役並」の数値を示せ。

ウ。医療保険と介護保険の自己負担合算額が高額になる場合の負担軽減とは何か。

エ。「広域連合議会」の任務とは何か。

— 健康部長の答弁 —

ア。「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されているもので全国的に統一されたものでありご理解ください。

イ。市民税課税所得が145万円以上の者。単身の場合は年収で383万円以上。被保険者や世帯内に70歳以上の方がいる場合は、合計収入520万円以上です。

ウ。所得区分ごとに年間の医療保険と介護保険の合算の自己負担限度額を定め、これを越えた場合に、その越えた分を支給するものです。詳細については平成19年4月頃に政令が出される予定です。

エ。広域連合は地方公共団体の組合なので、地方自治法の規定により、市に関する規定が準用され、同法96条に規定する議決事件、例えば、条例の制定改廃、予算・決算の議決・認定等を行います。



3月11日（日）午後3時より、飯山満公民館講堂で藤代市長をお招きして「市政報告会」を開催します。是非お出でください。連絡ください